

浜松市入札談合情報処理要領

(趣旨)

第1条 本市が発注する工事及び製造の請負並びに工事に係る測量、調査、設計及び監理の業務委託（以下「工事等」という。）の入札に係る情報で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1項第1号の規定に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第2項に規定する談合行為（以下これらを「入札談合」という。）に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合の対応等の処理について定める。

(情報内容の確認)

第2条 談合情報を入手した者は、次号に掲げる事項について確認し、その内容を契約担当課長へ通報するものとする。なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で確認できるよう要請するものとする。

(1) 情報提供者の住所、氏名等

(2) 入札談合の具体的内容

2 契約担当課長は、前項の通報があった場合、その内容を再確認した上、報告書にまとめ、速やかに浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会（以下「幹事会」という。）へ報告し、幹事会の審議を受けるものとする。

3 契約担当課長は、入札執行日が差し迫っているため幹事会の審議のいとまがなく、通報された情報が第3条に規定する要調査情報と判断したときは、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）（以下「契約規則」という。）第15条に基づき、入札の執行を延期又は中止し、第5条第1号の対応をすることができる。

(情報内容の審議)

第3条 幹事会の主宰者は、前条第2項の報告を受けたときは、速やかに幹事会を招集し、談合情報の内容の信ぴょう性及び具体的対応の必要性等について審議し、以後追跡調査を必要としない情報（以下「不要情報」という。）及び必要とする情報（以下「要調査情報」という。）の別に認定し、その結果を契約担当課長へ通知する。

2 契約担当課長は、前項の通知に従い、各々具体的な対応又はその他必要な処理を行うものとする。

3 契約担当課長は、第2条第3項による対応をしたときは、事後、速やかに幹事会にその対応の内容を報告しなければならない。

(不要調査への対応)

第4条 不要情報は、特段の対応をしないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、不要情報が入札執行前にあった場合で、入札執行の結果、当該情報により受注予定者とされた者が当該入札の最低価格入札者となったときは落札者の決定を保留し、当該入札の参加者全員に対して入札執行日中に次の各号に掲げる具体的対応を行うとともに、当該情報を要調査情報として処理するものとする。

(1) 事情聴取

(2) 誓約書の提出

(3) 第1回の入札価額に応じた工事費内訳書の提示

(要調査情報への対応)

第5条 要調査情報は、次の各号に掲げる手順により具体的に対応するものとする。

(1) 入札執行前に認定された場合

請負代金内訳書の提出→事情聴取→誓約書の提出→入札

- (2) 入札執行後で契約締結前に認定された場合
事情聴取→誓約書の提出→契約
- (3) 契約締結後に認定された場合
事情聴取→誓約書の提出

(具体的対応の実施時期及び方法等)

第6条 前条に規定する具体的な対応の実施時期及び方法等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 請負代金内訳書

- ア 実施時期 要調査情報があったことを入札参加予定者または入札参加者に伝える際、提出させるものとする。
- イ 方法 請負代金内訳書の内容及び書式は任意とさせるものとする。
- ウ チェック 請負代金内訳書の技術的チェックは、工事担当課及び工事検査担当課の職員が行うものとする。

(2) 事情聴取

- ア 実施時期 要調査情報と認定されたときから、速やかに行うこと。なお、入札執行前において入札執行までの時間的余裕がない場合は、契約規則第15条を適用し、入札の執行を延期又は中止する。
- イ 方法 複数の市の職員により、入札参加予定者又は入札参加者（以下「入札者」という。）全員から、各個別に聞き取りを行うものとする。

(1) 誓約書の提出

- ア 実施時期 第1回の入札書提出の際提出させるものとする。
- イ 方法 別記様式3により代表者から提出させるものとする。ただし、入札執行後の場合において入札した者が代理人であったときは、その代理人と連名とする。

(具体的対応の中断)

第7条 第4条第2項及び第5条に規定する具体的対応を実施中において、入札談合の事実があったと認めるに足りる被疑事項又は証拠を得たときは、以後の対応を中断し、直ちにその内容を幹事会で審議するものとする。

2 前項の審議の結果、入札談合の事実があったと認定した場合は、直ちに関係書類又は、その写しを添えて、公正取引委員会へ通報し、次の各号に掲げる処理を行うものとする。この場合において必要があると認めるときは、所轄の警察署に対しても同様に通報するものとする。

- (1) 入札執行前に認定された場合は、契約規則第15条を適用し入札を中止する。
- (2) 入札執行後契約締結前までの間に認定された場合で、一部の者が認定されたときはその者又は全員が認定されたときはその全員がした入札は、それぞれ契約規則第13条第1項第8号又は同条第2項の規定により無効とする。
- (3) 契約締結後に認定された場合は、当該工事等の進捗状況等を考慮し、契約の続行か解除かについて、幹事会で再度審議するものとする。

(調達課長への報告)

第8条 談合情報があった場合の一連の対応については、遅延なく調達課長に報告するものとする。

(公正取引委員会等への通報)

第9条 入札談合の事実がないと認定した要調査情報については、情報入手以後、具体的に対応した一連の関係資料を添えた経過報告書で公正取引委員会へ通報するものとする。

2 前項の規定にかかわらず幹事会が必要と認めた具体的対応の結果は、その都度公正取引委員会へ通報できるものとする。

- 3 前2項の通報は必要に応じて、所轄警察署への通報にも準用する。
- 4 公正取引委員会並びに所轄警察署への通報は財務部長名をもって行うものとする。

(見積り合せへの準用)

第10条 この要領は、随意契約により契約をする場合であって3以上の者から見積徴取する場合にも準用する。

(雑則)

第11条 この要領は、工事等以外の全ての契約にあたって準用する。この場合、要領中の用語は、次の各号に掲げるところにより読み替えるものとする。

- (1) 財務部長→契約担当課を所管する部長
- (2) 幹事会→契約担当課に關係する部長以下課長補佐に相当する職員で構成する随時の検討会議
- (3) 工事費内訳書→入札価額を算定するのに用いた「積算内訳書」
- (4) 工事担当課及び工事検査担当課→仕様書等を作成した担当課

第12条 この要領に定めるもののほか、入札談合の情報の対応又は処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。